研究者育成支援研究奨励事業 助成金取扱要領

(通則)

第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が機構の「寄附金等の受け入れ等に関する規則」により受け入れた寄附金等によって行う研究者育成に係る助成事業の助成金の交付及び大学、研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人をいう。以下同じ。)その他の研究機関による事業の実施については、本取扱要領によるものとする。ただし、別に取扱要領を定めるものについては、本取扱要領は適用しない。

(目的)

第2条 この助成金は、機構が医療分野研究開発推進計画(健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。)に基づき、機構が必要な助成金を交付し、大学、研究開発法人その他の研究機関が医療分野の研究開発及びその環境整備の一環として行う研究者育成に係る事業を実施することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 本取扱要領において「助成事業」とは、医療分野の研究開発及びその環境整備の一環として行う研究者育成に係る事業をいう。
- 2 本取扱要領において「事業者」とは、大学、大学共同利用機関、独立行政法人(機構を除く。)、国及び地方公共団体の試験研究機関、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人その他の研究機関をいう。
- 3 本取扱要領において「研究者等」とは、事業者に所属する研究者、技術者、研究補助者その他 助成事業活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。
- 4 本取扱要領において「競争的資金等」とは、次の各号に掲げるものを総称していう。
 - (1) 内閣府において「資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として競争的資金と整理され、内閣府に登録されている事業資金
 - (2) 前号に掲げる事業資金以外の資金であって、国の行政機関又は独立行政法人(機構を含む。)が直接配分する事業活動を行うもの
 - (3) その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等自ら又は他に配分され研究 活動を行う研究資金
- 5 本取扱要領において「不正行為等」とは、不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。
- 6 本取扱要領において「不正行為」とは、研究者等により研究開発活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。

ア捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等 を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

7 本取扱要領において「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的 資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した 使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との 間の合意等及び機構の応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むが、これらに限られない。)をいう。

- 8 本取扱要領において「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的資金 等を受給することをいう。
- 9 本取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行 為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。
- 10 本取扱要領において「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。
- 11 本取扱要領において「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。
- 12 本取扱要領において「助成事業実績報告書」とは、助成事業を実施する事業者が毎年度、助成金の使用実績を報告するために機構に提出する報告書をいう。
- 13 本取扱要領において「助成事業成果報告書」とは、助成事業を実施する事業者が毎年度、助成事業の成果の内容を報告するために機構に提出する報告書をいう。
- 14 本取扱要領において「助成事業計画書」とは、助成事業に関する当該年度についての助成事業計画書(機構の承認を得て変更されたものを含む。)をいう。
- 15 本取扱要領において「助成事業開発成果」とは、助成事業において得られた成果をいう。
- 16 本取扱要領において「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。
 - ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権及び特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び品種登録を受ける権利並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - イ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(同法第21条から第28条までに 規定するすべての権利を含む。)及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、助成事業 を実施する事業者及び機構協議の上、特に指定するものを使用する権利

(助成率)

第4条 助成金の助成率は、定額とする。

(交付の申請手続)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める募集要領に基づき応募し、助成事業 を実施する事業者として選定された後、医療研究開発推進事業費補助金取扱要領(以下「補助金 取扱要領」という。)様式1による助成金交付申請書に機構が定める書類を添えて機構の指示す る時期までに機構に提出しなければならない。
- 2 前項に基づき助成金交付申請書が提出された場合には、事業者は本取扱要領に定められた事項 について承諾したものとみなす。

(交付決定の通知)

- 第6条 機構は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金取扱要領様式2による助成金交付決定通知書を事業者に送付するものとする。
- 2 前条の規定による申請書が到達してから、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、 30日とする。
- 3 機構は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には事業者に対して、参考となる書類の 提出を求めることができる。
- 4 機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 第5条の規定に基づき助成金の交付の申請をした事業者が、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した補助金取扱要領様式3による助成金交付申請取下げ書に参考となる書類を添え、機構に提出しなければならない。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

- 第8条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、助成事業計画書、募集要領、事務処理説明書、機構が助成事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、助成事業を善良なる管理者の注意をもって、適切かつ誠実に実施するものとする。この場合において、助成事業を実施する事業者は、補助金取扱要領により機構が定める様式及び補助事業事務処理説明書中「本事業」及び「補助金」とあるのは、「助成事業」及び「助成金」と読み替えて準用するものとする。
- 2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を実施する上で、国の不正行為等対応ガイドライン及 び機構の不正行為等対応規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、助成事業を効率的に実施す るよう努めなければならない。
- 3 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に従って、助成事業を実施する事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の指示及び制限等に従うものとする。
- 4 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン等及び機構が別途通知する内容に従い、研究者等について、研究倫理教育の履修をさせなければならない。

(事業者の表明保証)

- 第9条 助成事業を実施する事業者は、助成事業において、育成対象の研究者が国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関による認定を受けた者(ただし、研究機関による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。
- 2 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規 則に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が助成事業を実施する事業 者に所属する研究者等に含まれる場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知 済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。
- 3 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制 整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保 証する。

(契約等)

第10条 助成事業を実施する事業者は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(委託等)

- 第11条 助成事業を実施する事業者は、助成事業を第三者に対し委託し、又は第三者と共同して 実施することができない。ただし、助成事業を実施する事業者は、機構が助成事業の実施上特に 必要であると判断し事前に承認した場合に限り、助成事業の一部につき第三者に委託し、又は第 三者と共同して実施することができる。
- 2 助成事業を実施する事業者は、前項の規定により助成事業を委託し、又は共同して実施する第 三者(以下「委託先等」という。)に対して、本取扱要領に基づき助成事業を実施する事業者が 機構に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、委託又は共同して実施することに伴

- う委託先等の行為について、機構に対し、全ての責任を負わなければならない。
- 3 助成事業を実施する事業者が助成事業の一部を委託先等に委託し、又は共同して実施する場合には、助成事業を実施する事業者が本取扱要領を遵守するために必要な事項及び機構が指示する事項について、助成事業を実施する事業者は、委託先等と契約を締結しなければならない。
- 4 助成事業が交付決定の取消しその他の事由により終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。
- 5 助成事業を実施する事業者は、第14条の規定により機構から助成金の使用の一時停止若しくは中止又は助成事業の一時停止若しくは中止を指示された場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。

(助成事業の計画変更の承認等)

- 第12条 助成事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助 金取扱要領様式4による助成事業計画変更申請書による申請書を機構に提出し、その承認を受け なければならない。
 - (1) 助成対象経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
 - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業を実施する事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(育成対象の研究者への助成)

第13条 助成事業を実施する事業者は、創薬関連分野における育成対象の研究者に対し、所要経費(募集要領に定めるものに限る。)を助成するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

- 第14条 助成事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、助成事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、補助金取扱要領様式5による助成事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、助成事業を実施する事業者は助成事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は助成事業を実施する事業者に対し、助成金の使用の全部又は一部の中止を指示することができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。
 - (1) 育成の対象となる研究者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、育成対象 の研究者が助成事業においてその役割を十分果たせなくなった場合
 - (2) 助成事業の成果を出すことが困難と助成事業を実施する事業者が合理的に判断した場合その他助成事業の遂行上重大な問題が発生した場合
 - (3) 天災その他助成事業を継続し難いやむを得ない事由がある場合
 - (4) 前各号に類する事由が発生し、助成事業を継続することが適切でない場合
- 2 助成事業を実施する事業者は、一時停止の事由がなくなり、研究に復帰できるようになったときは、速やかに機構に連絡するものとする。

(事業遅延の届出)

第15条 助成事業を実施する事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見 込まれる場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助金取扱要領様 式6による助成事業遅延報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第16条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の遂行及び収支状況について機構の要求があったときは、速やかに補助金取扱要領様式7による助成事業遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 機構は必要があると認めるときは、助成事業の遂行及び収支状況について調査することができ

る。

(実績報告)

- 第17条 助成事業を実施する事業者は、助成事業を完了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金取扱要領様式8による助成事業実績報告書を機構の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内で機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。
- 2 助成事業を実施する事業者は、機構の会計年度が終了したときに助成事業が完了しないとき (繰越等)は、補助金取扱要領様式9による機構の会計年度終了に伴う助成事業実績報告書を助 成金の交付を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。

(検査及び報告)

- 第18条 構構は、前条に規定する助成事業実績報告書を受理したときは、当該助成事業実績報告 書の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 機構は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
 - (1) 助成事業の実施に要した経費の支出状況についての助成期間中の検査
 - (2) その他機構が必要と認めた検査
- 3 機構は、前2項の検査においては、次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
 - (1) 実績報告書に記載されている助成事業の内容と支出した経費との整合性
 - (2) 助成事業計画書と実績報告書の内容の整合性
 - (3) 第31条に掲げる収支簿及び証拠書類
 - (4) その他機構が助成事業に関して必要と認める事項
- 4 機構が、事実確認の必要があると認めるときは、事業者は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。
- 5 機構は、第1項及び第2項の検査を事業者の工場、研究施設その他の事業所(事業者の委託先等の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。
- 6 機構は、第1項又は第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ事業者の検査場所、 検査日時、検査職員その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 7 事業者は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、助成事業の 内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に事業者の負担で派遣するものとす る。
- 8 機構は、必要があると認めたときは、関係省庁の職員を立ち会わせることができるものとし、 事業者はこれを受け入れるものとする。
- 9 機構が検査できる期間は、助成事業を行う通算期間(助成事業が終了した場合はその時点までの期間)が終了する日の属する会計年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(秘密保持)

- 第19条 助成事業を実施する事業者及び機構は、次の各号に掲げる情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本取扱要領に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。
 - (1) 助成事業の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が助成事業における研究開発外において独自に保有していた情報又は保有するに至った情報のうち、相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報
- (2) 助成事業の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報
- 2 助成事業を実施する事業者及び機構は、相手方の秘密情報を助成事業のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 3 助成事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等 について適切に管理しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 5 助成事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
- 6 助成事業を実施する事業者及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員 並びに助成事業の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、この条 と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。

(成果の報告等)

- 第20条 助成事業を実施する事業者は、助成事業を完了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認をうけたときを含む。)は、補助金取扱要領様式8別添による助成事業成果報告書を機構の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内で機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。ただし、募集要領等に定めるところにより報告を行う場合には、これに代えることができる。
- 2 助成事業を実施する事業者は、機構の会計年度が終了したときに助成事業が完了しないとき (繰越等)は、補助金取扱要領様式9別添による機構の会計年度終了に伴う助成事業成果報告書 を助成金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。ただし、 募集要領等に定めるところにより報告を行う場合には、これに代えることができる。
- 3 機構が助成事業開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等又は知的財産権の調査等を行う場合には、助成事業を実施する事業者は、機構による当該調査等に対し協力するものとする。
- 4 助成事業を実施する事業者は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。
- 5 助成事業を実施する事業者は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく機構に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(成果の活用)

第21条 助成事業を実施する事業者及び機構は、第19条に反しない範囲において、助成事業開発成果を業務に活用するものとする。

(助成金の額の確定等)

- 第22条 機構は、第17条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、補助金取扱要領様式12の助成金確定通知書により事業者に通知するものとする。
- 2 機構は、助成事業を実施する事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、補助金取扱要領様式13の助成金確定通知書によりその超える部分の助成金の返還を命ずる。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、機構は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.9 5%の割合で計算した延滞金を徴収することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第23条 助成事業を実施する事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により

助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助金取扱要領様式14の助成事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

- 2 機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消等)

- 第24条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若 しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 助成事業を実施する事業者において、交付決定を受けるに当たって、不正又は不当な行為 を行ったとき
 - (2) 助成事業を実施する事業者に、募集要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき
 - (3) 研究者等について、競争的資金等による不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき
 - (4) 助成事業を実施する事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業等に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき
 - (5) 助成事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、 特別清算の申立てがなされ、又はその原因となる事実が生じたとき
 - (6) 助成事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り、又はそのおそれが生じたとき
 - (7) 助成事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け、又は そのおそれが生じたとき
 - (8) 第11条に基づく第三者に対する委託又は第三者との共同実施がなされた場合において、 委託先等において第1号から第5号までに相当する事由が生じた場合
- 2 機構は、前項各号のいずれかの事由に該当するとして助成金の交付の決定を取り消した場合に おいて、助成事業の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を 定めて、その助成金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく助成金の返還については、第22条第3項の規定を準用する。
- 5 第1項から前項までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第25条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の実施に当たり、機構は、競争的資金等において不正行為等の認定に基づき申請・参加制限を受けた研究者等について、申請・参加制限等を行うことができるものとすることについてあらかじめ了解するものとし、研究者等に対してこれをあらかじめ了解させるものとする。

(不正行為等に関する措置等)

- 第26条 助成事業を実施する事業者は、自らの調査により助成事業以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び助成事業を実施する事業者以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。
- 2 機構は、前項により助成事業を実施する事業者から助成事業以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、助成事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、助成金の使用の一時停止を指示することができ、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等について

- の本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、助成金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。
- 3 機構は、第1項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本取扱要領に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則並びに関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従わなければならない。
- 4 各項に定めるほか、助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構 の不正行為等対応規則に定められた助成事業を実施する事業者の義務を遵守し、機構は、各規則 に定められた機構の助成事業を実施する事業者に対する権利を行使するものとする。

(助成事業を実施する事業者の責任及び事故報告義務)

- 第27条 助成事業を実施する事業者は、助成事業について、助成事業を実施する事業者の責任に おいて実施するものとし、助成事業の遂行過程で助成事業を実施する事業者、研究者等又は第三 者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、助成事 業を実施する事業者はその費用と責任においてこれを解決するものとし、機構に何らの損害等も 負わせないものとする。ただし、機構の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。
- 2 助成事業を実施する事業者は、前項に規定する損害その他何らかの紛争等が生じた場合、速やかにその具体的内容を機構に対し書面により報告しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第28条 助成事業を実施する事業者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、機構は、助成事業を実施する事業者が次の各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 助成事業を実施する事業者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 助成事業を実施する事業者の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、 又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 助成事業を実施する事業者の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。) 又は助成事業の履行のために使用する委託先等その他第三者が前2号のいずれかに該当する こと
- 2 機構は、以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一 部を取り消すことができる。
- (1) 助成事業を実施する事業者(助成事業を実施する事業者の役員及び実質的に経営を支配する者を含む。次号から第4号までにおいて同じ。)が機構に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は機構の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 助成事業を実施する事業者が偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害すること。
- (3) 助成事業を実施する事業者が第三者をして前2号の行為を行わせること。
- (4) 助成事業を実施する事業者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 助成事業を実施する事業者の親会社、子会社又は助成事業の履行のために使用する委託先等 その他第三者(これらの役員及び実質的に経営を支配する者を含む。) が前4号のいずれか に該当する行為を行うこと。
- 3 機構は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消す場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として取消し部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の支払を、助成事業を実施する事業者に求めることができ、助成事業を実施する事業者は、機構の定める期限までにこれを支払わなければならない。
- 4 第24条第2項から第4項までの規定は、第1項及び第2項により機構が交付決定を取り消した場合について準用する。

(個人情報の取扱い)

第29条 助成事業を実施する事業者は、助成事業に関して、機構から個人情報(個人情報の保護

- に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の預託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情報(以下「預託個人情報」という。)を取り扱わなければならない。
- 2 助成事業を実施する事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に機構 の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 預託個人情報を第三者(委託先等を含む。) に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。
- (2) 預託個人情報を助成事業の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 助成事業を実施する事業者は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の 適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 機構は、必要があると認めるときは、助成事業を実施する事業者の事務所及びその他の助成事業を実施する事業者の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等について調査し、助成事業を実施する事業者に対して必要な指示をすることができる。
- 5 助成事業を実施する事業者は、預託個人情報を、助成事業の終了後に速やかに機構に返還しなければならない。ただし、機構が別に指示したときは、 その指示によるものとする。
- 6 助成事業を実施する事業者は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他この条の規定に違反する行為が発生したときは、機構に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(助成金の支払)

- 第30条 助成金の支払は、原則として第22条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に行うものとする。ただし、機構は必要があると認められる場合には、助成金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 助成事業を実施する事業者は、前項により助成金の支払を受けようとするときは、補助金取扱 要領様式18による助成金概算(精算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(助成金の経理等)

- 第31条 助成事業を実施する事業者は、助成事業についての収支簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 助成事業を実施する事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類の整備及び 前項に規定する収支簿の作成並びに保管について、これを助成金の額の確定の日(事業の中止又 は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管してお かなければならない。

(その他)

第32条 別に定める募集要領及び本取扱要領に定めるもののほか、この助成金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

(管轄)

第33条 助成事業に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所とする。

(存続条項)

- 第34条 第8条の国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則において助成事業の終了後の対応に係る義務に関する規定、第11条第2項、第16条から第24条まで、第26条、第27条、第28条第3項及び第4項、第29条から前条までの規定は、助成事業の当該実施年度終了後及び助成事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。
- 附 則(令和2年11月26日 02医研開第4128号) この要領は、令和2年12月1日から施行する。